

○ ため池災害関連特別対策事業実施要綱（昭和61年4月4日付け61構改D第272号農林水産事務次官依命通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1 目的</p> <p>ため池災害関連特別対策事業（以下「事業」という。）は、<u>激甚な災害を受け、被災ため池の災害復旧事業のみ又は被災ため池の災害復旧事業及び災害関連事業のみでは被災ため池と一連の地域内に残存する次期出水時の被災原因を除去できない場合に、同域内の次期出水における被災原因の除去に努めることにより、農業経営の安定を図るとともに国土の保全に資することを目的とする。</u></p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>1. 事業の内容</p> <p>この事業は、<u>激甚な災害を受け、災害復旧事業の施行のみでは被災ため池と一連の地域内において次期出水における被災原因となり得る箇所への対策が十分期待できない場合に、次に掲げる（1）又は（2）について、災害復旧事業と併せて一定の計画に基づき整備（緊急放流能力の付加を含む。）を行うものである。</u></p> <p><u>（1）被災ため池と一連の地域内にあり緊急に対策が必要なため池</u></p> <p><u>（2）当該災害によりため池上流域内に土砂崩壊等が発生しており、緊急に対策が必要なため池</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>第3 採択基準</p> <p>この事業は、次に掲げる採択基準のすべてを満たすものとする。</p>	<p>第1 目的</p> <p>ため池災害関連特別対策事業（以下「事業」という。）は、<u>ため池又は、ため池上流域内の災害復旧事業に関連してため池の整備を行うことにより、被災原因の除去に努めるとともに再度災害を防止し、農業経営の安定を図り、あわせて国土の保全に資することを目的とする。</u></p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>1. 事業の内容</p> <p>この事業は、<u>激甚な災害を受け、災害復旧事業の施行のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合に、被災ため池、被災ため池と一連の地域内にあるため池で緊急に対策が必要なもの又はその上流域内に土砂崩壊等が発生し緊急に対策が必要なため池について、災害復旧事業と併せて一定の計画に基づき整備（緊急放流能力の付加を含む。）を行うものである。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第3 採択基準</p> <p>この事業は、次に掲げる採択基準のすべてを満たすものとする。</p>

(1) 次のア又はイのいずれかに該当するため池であって、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める要件に該当するものであること。

(削る。)

ア 被災ため池と一連の地域内にあり、緊急に対策が必要なため池

次期出水等により下流に著しい被害を及ぼすおそれがあり、かつ、次の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当するもの

（ア）・（イ） （略）

（ウ） 官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

イ ため池上流域内において土砂崩壊等が発生し、農地、農業用施設等に被害が生じているため池

次期出水等により下流に著しい被害を及ぼすおそれがあり、かつ、アの（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当するもの

(2) 工事費は、次に掲げる条件のすべてを満たすものとする。ただし、この事業の実施によって得られる効果が大である場合はアを満たすことのみで採択できる。

ア 1,500万円以上であること

イ 原則として併せて施行する災害復旧事業の工事費を超えないものであること

(3) （略）

(削る。)

(1) 次のいずれかに該当するため池であって、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める要件に該当するものであること。

ア 被災ため池の被害が激甚であって、災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できないもの

ただし、緊急放流能力の付加にあつては、下記イの（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当するものに限る

イ 被災ため池と一連の地域内にあるため池又はその上流域内において土砂崩壊等が発生し、農地、農業用施設等に被害が生じているため池であって、次期出水等により下流に著しい被害を及ぼすおそれがあり、かつ、次のいずれかに該当するもの

（ア）・（イ） （略）

（ウ） 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

（新設）

(2) 工事費が1,500万円を超え、かつ、農村振興局長が別に定める場合を除き、原則として併せて施行する災害復旧事業の工事費を超えないものであること。

（新設）

（新設）

(3) （略）

(4) この事業の実施によって得られる効果が大であるものであること。

第4 事業の申請
(略)

第5 事業の採択

地方農政局長は、第4の規定により提出された事業計画概要書を審査の上、当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認めるときは、地方農政局長から当該都道府県知事に事業の採択通知書を交付して、その旨を通知するものとする。

第4 事業の申請
(略)

第5 事業の採択

地方農政局長は、第4の規定により提出された事業計画概要書を審査の上、当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認めるときは、地方農政局長を経由して当該都道府県知事に事業の採択通知書を交付して、その旨を通知するものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

ため池災害関連特別対策事業実施要綱

昭和61年4月4日付61構改D第272号
最終改正 令和8年4月7日付7農振第2183号

各地方農政局長
沖縄総合事務局長 殿
北海道知事

農林水産事務次官

第1 目的

ため池災害関連特別対策事業（以下「事業」という。）は、激甚な災害を受け、被災ため池の災害復旧事業のみ又は被災ため池の災害復旧事業及び災害関連事業のみでは被災ため池と一連の地域内に残存する次期出水時の被災原因を除去できない場合に、同域内の次期出水における被災原因の除去に努めることにより、農業経営の安定を図るとともに国土の保全に資することを目的とする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

この事業は、激甚な災害を受け、災害復旧事業の施行のみでは被災ため池と一連の地域内において次期出水における被災原因となり得る箇所への対策が十分期待できない場合に、次に掲げる（1）又は（2）について、災害復旧事業と併せて一定の計画に基づき整備（緊急放流能力の付加を含む。）を行うものである。

（1）被災ため池と一連の地域内にあり緊急に対策が必要なため池

（2）当該災害によりため池上流域内に土砂崩壊等が発生しており、緊急に対策が必要なため池

2 事業主体

この事業の事業主体は、都道府県、市町村等とする。

3 事業の実施期間

この事業は、事業採択の年度から原則として3か年度以内に完了するものとする。

第3 採択基準

この事業は、次に掲げる採択基準のすべてを満たすものとする。

（1）次のア又はイのいずれかに該当するため池であって、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める要件に該当するものであること。

ア 被災ため池と一連の地域内にあり、緊急に対策が必要なため池

次期出水等により下流に著しい被害を及ぼすおそれがあり、かつ、次の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当するもの

（ア）当該激甚な災害による被害を受けた家屋（人が居住しているものに限る。以下同じ。）と次期災害により被害を受けるおそれのある家屋が合わせておおむね10戸以上（家屋がため池に隣接し、倒壊等著しい被害を受けるおそれのある場合にあっては、5戸以上）であると認められるもの

（イ）鉄道、国道及び都道府県道（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市道を含む。）又はう回路のない市町村道、受益面積100ヘクタール以上の農道その他公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

（ウ）官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

イ ため池上流域内において土砂崩壊等が発生し、農地、農業用施設等に被害が生じているため池

次期出水等により下流に著しい被害を及ぼすおそれがあり、かつ、アの（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当するもの

（2）工事費は、次に掲げる条件のすべてを満たすものとする。ただし、この事業の実施によって得られる効果が大である場合はアを満たすことのみで採択できる。

- ア 1,500万円以上であること
 - イ 原則として併せて施行する災害復旧事業の工事費を超えないものであること
- (3) 原則として他の改良計画がないものであること。

第4 事業の申請

都道府県知事は、この事業を実施しようとするとき又は市町村等からこの事業を実施したい旨の申請があったときは、別記様式による事業採択申請書及び農村振興局長が別に定める事業計画概要書を作成し、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。））。第5及び第6の1において同じ。）に提出するものとする。

第5 事業の採択

地方農政局長は、第4の規定により提出された事業計画概要書を審査の上、当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認めるときは、地方農政局長から当該都道府県知事に事業の採択通知書を交付して、その旨を通知するものとする。

第6 事業計画の変更

- 1 都道府県知事は、第5の規定により通知を受けた事業に係る事業計画について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするとき又は市町村等から次のいずれかに該当する変更を行いたい旨の申請があったときは、変更後の事業計画概要書を地方農政局長に提出して承認を受けるものとする。
 - (1) 主要な工事の著しい変更
 - (2) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の20パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- 2 地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、当該事業計画の変更内容の適否を決定し、これを承認したときは、農村振興局長にその旨報告するものとする。

第7 増破等の取扱い

この事業が未着手の場合において、この事業の対象となっているため池に新たな災害が発生し、当該ため池が新たな災害復旧事業の対象となったときは、当該ため池に係るこの事業は廃止する。また、この事業の実施中において、事業計画の根本的な再検討を要する災害が発生したときは、当該事業を新たな災害発生時の出来高で打ち切り、新たな事業計画（災害復旧事業としての要件を備えている場合にあつては、災害復旧事業計画）により実施するものとする。

第8 補助

国は、この事業に要する別表に掲げる費用のうち、工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）につき、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

別記様式（第4関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長殿
 { 北海道にあつては農村振興局長
 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 }

都道府県知事 氏名

ため池災害関連特別対策事業採択申請書

ため池災害関連特別対策事業実施要綱第4の規定により、 年災に係る新規地区として下記のとおり事業を実施したいので、採択されたく申請する。

記

災害名	番 号		地区名	所在地	事業主体	工種	数量	事業費 (イ)	採択理由	参 考			備考
	地 区	箇 所								災害費 (ロ)	査定未・了	(イ)の 工事費 (ロ)の 工事費	
							か所	千円		千円			
合計													

(注) 採択理由欄には、第3の(1)により農村振興局長が別に定めるため池の要件のうち該当するものを簡潔に記入する。

別表（第8 関係）

区 分	費 目	事 業 費 目 の 内 容
工 事 費	本 工 事 費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等。ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料及び諸経費を含む。
	附 帯 工 事 費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用であつて、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費
	測 量 及 び 試 験 費	工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用
	用 地 費 及 び 補 償 費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）
	船 舶 及 び 機 械 器 具 費	工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車輛（乗用車を除く。）等の購入費、借料及び運搬費並びにすえ付け、撤去、修理及び製作に要する費用
	営 繕 費	工事の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舎等の新設（購入を含む。）、改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれらの建物に係る敷地の買収費又は借料
	工 事 雑 費	工事の現場事務に必要な経費。ただし、工事費（工事雑費を除く。）の額に1,000分の15を乗じて得た額以下のものであること。
事務雑費		工事の施行に伴い必要な事務に要する経費（工事雑費に類するものを除く。）。ただし、工事費の額に1,000分の15を乗じて得た額以下のものであること。